

平成 25 年 8 月 19 日

公的統計基本計画の「統計リソースの確保及び有効活用」の構成項目

## I 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

i 専門家集団の編成 (120)

ii 既存統計の見直し・効率化 (121)

iii 基本計画の実施に必要な統計リソースの確保 (122)

iv 中核的職員の確保 (123)

v 各府省における予算及び定員面の情報共有・調整の場の設置 (125～127)

vi 府省横断的な基幹統計調査の実施のための総務省の機能等の最大の活用と関係府省との協力等 (128)

## II 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携

i 地方公共団体を經由する必要がある調査の精査、見直し (131)

ii 地方公共団体の統計部局における業務量の平準化 (132)

iii 地方別表章の充実、地方公共団体が調査客体数や調査事項を上乗せした調査が実施できるよう支援 (133)

iv 統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直し (134)

v 地方公共団体の統計部局が必要とする人材確保のための支援 (135)

vi 統計調査員の処遇改善等の検討、実施 (136)

vii 統計調査員の役割や社会的重要性についての報告者等への周知の推進 (137)

viii 統計調査員情報の地方公共団体に提供する仕組みの構築 (138)

## III 統計職員等の人材の育成・確保

i 中核的職員の割合や研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成、中核的職員の人事育成方針等の作成、実行 (139、140)

ii 府省間、国・地方間、官・学問等の人材交流の推進 (141)

iii 人事評価制度における統計の専門性の向上に関連する事項の設定 (142)

iv 一次統計作成上の実務能力や二次的利用における実務能力の向上に直結する研修等の充実、各府省の取組についての情報共有 (143)

v 海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策の推進 (144)

vi 国際的な課題についての情報共有、対応策の研究・検討の場の設置、戦略的な国際対応力の向上の支援 (145)

vii 統計職員の有すべき専門能力の目標設定等諸外国の事例等を参考にした研究 (146)

※ ( ) 内の数字は、基本計画別表の該当項目を示している。